

議員（尾崎 忠義）

お早うございます。13番、尾崎 忠義でございます。

私は、令和4年第4回多度津町議会12月定例会におきまして、1.町行政との取引から公共入札でも免税業者が排除されるインボイス制度について、2.改葬、つまり墓移転、墓じまい、これは永代供養も含まれますが、等についての2点を町長及び教育長、そして担当課長に対し、この任期中の最後の一般質問を致しますので、よろしくお願い致します。

まず最初に、町行政との取引から公共入札でも免税業者が排除されるインボイス制度についてであります。来年10月1日から消費税のインボイス制度が実施をされます。制度開始までに発行事業者の登録を受けるには、原則、2023年3月末までに申請手続を済ませる必要があります。消費税のインボイス制度は、正式には適格請求書等保存方式といい、消費税率を8%から10%引き上げる際に法律に規定されました。2023年10月1日以降は原則、事業者が消費税の納税額を計算する時にインボイスが必要となります。これまで、民間企業間に取引で免税業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が指摘をされてきました。ところが、インボイス制度の導入は民間取引にとどまらず、地方自治体や公益法人との取引においても免税事業者と同様の影響を及ぼす実態が見えてまいりました。例えば、水道事業の土木工事を発注する際に水道局が仕入れ税の税額控除するためには、受注業者に消費税のインボイスを求めなければなりません。一部の自治体では既に取引業者を集め、今後も公共工事を発注したい事業者はインボイス番号の登録をするように要請をしております。来年度の入札参加資格審査の説明書にインボイス制度の登録がない場合、水道局の工事などの受注が出来なくなると明記した自治体もあります。これは、地方自治体の特別会計や企業会計で購入している物品、つまり事務用具、食材などがございますが、これはサービス業務、ポスターやチラシの印刷など、あらゆる業務の取引で消費税のインボイスが必要になります。自治体が仕入れの時に支払った消費税相当分のインボイスがなければ、消費税の仕入れ税額控除ができず、自治体はその分の消費税を負担、つまり納税しなければならなくなる訳であります。また、インボイス制度が始まることで、自治体が売手としてインボイスを発行する必要が発生するために、現在、免税業者である特別会計や企業会計も消費税の課税事業として、申請をせざるを得ません。この結果、売上げ、つまり、事業収入が1,000万円以下の特別会計は新たに消費税の課税業者となり、消費税を納税することになります。このインボイス制度の仕組みは、民間の取引と同様に国や地方自治体、公益財団法人にも適用をされます。

そこで、お尋ねを致します。まず第1点目にインボイス制度と自治体会計の特例とは何かをお尋ねを致します。

町長（丸尾 幸雄）

尾崎議員のインボイス制度と自治体会計の特例についてのご質問に答弁をさせていただきます。

「インボイス」とは、売手が買手に対して正確な適用税率や消費税等を伝えるため、現行の請求書に「登録番号」や「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された「適格請求書」のことです。

「インボイス制度」とは、消費税引き上げに伴い、軽減税率が導入されていることを受け、複数税率下において適正な課税を確保する観点から開始される仕入税額控除の方式で、帳簿の保存とインボイスの発行または保存により消費税の仕入税額控除を受けることが可能となるという制度でございます。

この制度は地方自治体においても適用され、制度導入後において町の一般会計から課税仕入れを行う事業者については、町が制度に対応しない場合は当該仕入れについて仕入税額控除を行うことが出来なくなり、消費税負担が増加することになりますので、本町の一般会計におきましても制度に対応するため、インボイス発行事業者の登録が完了しております。

ただ、一般会計におきましては、仕入税額控除の特例として、消費税法第60条第6項により、課税売上に対する消費税額と課税仕入等に対する消費税額は同額とみなすこととされているため、制度開始後も消費税の申告義務はございません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目をお尋ねを致します。水道事業特別会計や下水道事業会計の対応についてお尋ねを致します。

建設課長（三谷 勝則）

尾崎議員の水道事業特別会計や下水道事業会計の対応についてのご質問に答弁をさせていただきます。

水道事業につきましては県の所管となりますので、私からは特別会計公共下水道の対応について説明をさせていただきます。

本町の下水道事業は、これまでも消費税課税事業者として消費税の納付をしてきたところです。インボイス制度開始後におきましても、引き続き、消費税の仕入税額控除を受けながら消費税を納付してまいります。

また、インボイス制度開始後の下水道使用料につきましては、現行の請求書に「登録番号」「適用税率」「消費税額」の記載を追加し、下水道使用者が仕入税額控除を受けることが出来るよう、準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目でございます。学校給食会の食材を共同購入する公益財団法人学

校給食協会の負担増とその対応についてお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の公益財団法人 学校給食協会への負担増等についてのご質問に答弁をさせていただきます。

公益財団法人 学校給食協会につきましては課税事業者であり、インボイス事業者として登録されていることから、新たなる負担増はありません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の答弁に対して再質問させていただきます。この学校給食の食材を納入している1市2町の地元の生産農家や肉屋・豆腐屋といった免税業者の生産者、小売業者から買入れているのであれば、公益財団法人 学校給食会は、仕入税額控除が出来る地産地消、食育の取組をしている地域の生産者の努力が損なわれることはないのかをお尋ねを致します。

教育課長（竹田 光芳）

尾崎議員の再質問にお答え致します。現在のところ、私はそこまでの深い知識を持っておりませんので、この場で回答することは出来ません。申し訳ございません。

議員（尾崎 忠義）

次に4点目でございます。高齢者の働く場として提供される町が業務委託をする公益財団法人 多度津シルバー人材センターの多額な納税負担の発生はどうするのかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の高齢者の働く場として提供される町が業務委託する公益社団法人 多度津町シルバー人材センターの多額な納税負担の発生はどうするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

現在、多度津町では町有施設の庭園管理等について、公益社団法人 多度津町シルバー人材センターに請負事業として委託しており、高齢者の労働力は欠かせないものとなっております。請負事業とは、町がシルバー人材センターに業務を発注し、シルバー人材センターがその業務を会員に請け負わせる方法により行う事業でございます。

令和5年10月から導入されますインボイス制度により、シルバー人材センターの会員のほとんどの方が免税事業者であり、インボイス（適格請求書）を発行することが出来ないことから、シルバー人材センターが仕入税額控除の適用を受けられず、会員の就労の対価である配分金に係る消費税相当額を新たに負担し、納税することとなります。

そこで、シルバー人材センターから新たな負担分について、会員の配分金から負担

分を減額することは最低賃金の水準を下回り、民業を圧迫することになるだけでなく、地域社会に貢献しようと努力している会員の就労意欲や生きがいを削ぐことになりかねないことから、インボイス制度導入後の段階的な特例措置や県内のシルバー人材センターが請負事業に係る事務費率を引き上げている状況を踏まえ、令和5年度から事務費率を現行の10%から15%に引き上げてシルバー人材センターが負担する趣旨の説明がありました。

事務費率の引上げは委託料の増額になり、厳しい財政状況の中ではありますが、高齢者の働く場の提供やより豊かな地域社会の形成のためにも公益社団法人として公益事業の一端を担うシルバー人材センターへの委託を今後も継続したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問をさせていただきます。シルバー人材センターの存続を図るためには、インボイス対象者としての諸対策と致しまして、町補助金の増額や発注事業の単価の引上げなどの必要な支援が必要だが、この事務費の値上げだけで大丈夫なのかどうかをお尋ねを致します。

総務課長（泉 知典）

尾崎議員の再質問に答弁をさせていただきます。シルバー人材センターの方からこういう説明があり、これでやっていけるということでの説明でありますので、私どもとしては、これで運営が可能だと認識しております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目です。特に農業者、漁業者、中小零細業者は発行困難な仕入れ先もあり、取引先の都合に左右され、自己負担の発生が心配の恐れがあり、インボイス導入で廃業せざるを得ない。廃業を検討しているとの声があり、一般の消費者も含めて、誰一人、例外がなく、全ての国民が不利益を被る「百害あって一利なし」のインボイス制度について、どう考えるのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のインボイス制度についてのご質問に答弁をさせていただきます。

インボイス制度は令和5年10月より開始されます。インボイス制度実施後も売上に係る消費税額から仕入れに係る消費税額を控除し、その差引税額を納税するという消費税の原則に変更はありませんが、中小零細事業者から国に対して免税事業者や取引先の対応についての質問があると聞いています。

現在では、免税事業者で売上先が消費者又は免税事業者である場合や売上先の事業者が簡易課税制度を適用している場合等は、免税事業者であり続けても取引への影響は生じないと考えられます。

一方、現在、免税事業者で、売上先が前述のいずれにも当てはまらない場合は、取引への影響が生じると考えられますが、制度には経過措置が設けられており、インボイス制度実施後の6年間は仕入税額控除が可能とされています。

また、売上先の意向で取引条件が見直された場合、その方法や内容によっては、売上先の独占禁止法・下請法・建設業法に抵触する可能性があります。

これらについては、国に相談窓口が設けられていますので、事業者からの相談があれば適切に同窓口を紹介致します。

なお、インボイス制度については国が決定し実施される制度であり、町としてその可否について意見を述べる立場にはありませんが、今後も国税庁等からの情報提供があれば、町ホームページ等を活用して周知を図ります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問を致します。現時点では、対象事業者からの町に対しての相談申込みはないのでしょうか。また、町内の農業、漁業者、つまり個人でございますが、個人におけるインボイス登録の状況についてを質問を致します。また、売上げが1,000万円以下の農家の免税業者の場合の農協特例、卸売市場特例、媒介者特例、つまり直売所での委託販売、これについての説明をよろしくお願い致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員の再質問に答弁致します。本町への相談件数でございますが、今のところ、まだ件数はございません。多度津商工会議所の方とも連携をとっておりますけれども商工会議所に対しても、今、たちまち困っているというような情報はございません。

続きまして、農業・漁業関係でございます。農業者、漁業者には農産物等の特殊な委託販売におけるインボイス交付の特例というのがございます。まず、JA香川県多度津支店に、昨日、確認したことがあるのですがけれどもそれによりますと、農業者につきましては、個人農家レベルでインボイス登録を行っている人というのは、今のところ聞いたことがないということでございます。農業者に関しましては、市場及びJAの出荷については、この特例を用いてインボイス登録が不要であるということから市場及びJAの出荷しか行っていない者が多数を占める。本町の個人農家レベルでは、余り影響はないのかなという風には考えてございます。産直につきましては、出品している者がインボイス登録を行っているか否かを明示する必要があるということでございます。購入しようとする方が、事業者である場合、つまりは、産直で物、農作物を買って飲食店で販売するとか、そういった仕入れを行っているケースであれば、当然、産直でインボイス登録を行っている方の出品を選択するという事になるかと思うんですけれども、我々のような普通の最終消費者が産直で物を買うという場合にとっては、関係ない話でございますので、産直での売

上げが年間数十万円程度の農家さんであれば、登録は見送っているというような状況であるという風に聞いてございます。続きまして、漁業関係でございます。町内漁協に確認を取ったところでございますけれども、この漁業に関しましても、先ほどの特例があるということで、事業所を構えていない個人レベルの漁業者で、インボイス登録を行っている者ということは、今のところはないということでございます。漁業者に関しましても市場に出す分につきましては、インボイス登録が不要であるため、基本的に料亭等に直接卸している方が対象になるということでございます。本町の漁業者の商いの規模からいっても、登録が必要になるような漁業者というのは、数名程度ではないかなという風に考えているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目でございます。現行の複数税率のもとで、税務署等、納税者との間で起こっている問題でもあり、消費税、インボイスの問題は、まだまだ町民に知られておりません。多度津町がインボイス制度を実施することで、地元の中小零細業者や地域経済にどのような影響を与えるのかを具体的に検証し、町民に知らせていく取組が必要ではないのかをお尋ねを致します。

産業課長（谷口 賢司）

尾崎議員のインボイス制度の町民への周知についてのご質問に答弁をさせていただきます。

インボイス制度につきましては、制度の説明を町のホームページに掲載しております。また、多度津商工会議所によると同制度に係るセミナーを令和4年3月に続き10月31日にも開催し、13名が参加されたそうでございます。町でも同セミナーのチラシの配布に協力を致しました。

また、丸亀税務署においても同様のセミナーが開催されており、随時、町の広報誌にて案内をしております。

今後もインボイス制度につきまして町ホームページ等で周知を図るとともに来年10月から導入された後に事業者からの意見があれば、県や多度津商工会議所と情報共有を行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、町内の改葬、つまり墓の移転であるとか墓じまい、これは永代供養も含まれますが、これについてであります。

近年、新型コロナウイルス感染が長引き、そのために個人の告別式が家族葬や密葬として取り扱う家庭が増加をしてきております。そして両親、兄弟、親族が亡くなり、遠方のため既存の墓地を墓じまいと称して、地域墓地管理人や町に相談もなく無断で処分や移転をする人々がいるのが現状で、地域で問題化をしております。墓

地には色々な種類があり、公営墓地、民間霊園、寺院墓地、村落墓地、個人墓地などがあります。公営墓地の良い点は、1. 永代使用料、管理費用が安く、永続、生涯補償されている。2 点目に申込み制限が少ない。3 点目に石材店を自由に選べる。欠点は、1. 墓地取得に複数の条件がつくことが多い。これは、遺骨があるとか、お墓の継承者がいるなどでございます。2 点目に、募集が不定期または希望者の多くが抽選制であります。3 点目に、生前購入が出来ないことがある訳でございます。次に、民間霊園の利点は、1. 遺骨の有無などの申込み制限が少ない。2. 墓のデザインや大きさの自由度が高い。3. 生前購入が可能、4. 法要施設を併設しているところが多い。欠点は、1. 公営墓地に比べると永代使用料や管理費用などのコストが高い。2. 霊園が指定する石材店でしか建てられないことがある。次に、寺院墓地でございます。この利点は1 点目に、いつでも廻向、読経を頼める。2 点目に、檀家になると全ての法要をその寺院で執り行える。3 点目に寺の行事や催し事に参加出来る。欠点は、1. 宗旨・宗派が決められている。2. 寺院が指定する石材店でしかお墓を建てられないことがある。3 点目に、檀家になる必要が多い。その他墓地では、村落墓地、つまり共同墓地でございますが、これは、墓理法、墓地埋葬に関する法律、立法前に作られた墓地のことでございます。現在では、村落墓地に新たな区画を作ることは難しい。これは昔からある既存のお墓は、今までどおり利用出来る訳でございます。そして次に、個人墓地でございます。これは、個人所有の土地に建てられたお墓でございます。現在では、市区町村からの許可をもらわなければ、新しく墓地をつくる事が出来ないために自身の土地であっても利用することは極めて難しい訳であります。以上が、5つの各墓地の特徴でございます。また、墓地の利用規則と手続があり、墓地を利用するには幾つかの手続が必要でございます。この手続や規則をおろそかにすると墓地が購入出来ない、購入した墓地を手放さなければならないということも起こり得ます。そこで永代使用料等管理費、使用規程、納骨手続、新規の改葬などがあり、墓地の管理者から永代使用権、つまり墓地の使用権利、これを取得するための料金を永代使用料、墓地の維持管理、つまり墓地の清掃などに必要な料金を管理費と言い、墓地を購入するためには、この永代使用料と管理費用が必要になる訳であります。墓地を使う際に定められた規則を使用規定と言い、各墓地、霊園によって様々なものがあります。これは、1 点目に、墓地購入後、所定の日数以内にお墓を建立する。2 点目に、お墓のサイズに制限がある。3 点目に、墓地使用権の転貸し、譲渡の禁止などでございます。また、遺骨を埋葬するには手続が必要になり、この手続を納骨手続と言います。人が亡くなった場合、死亡届と死亡診断書、あるいは死体検案書を提出をします。その際に火葬許可の申請を一緒に行い、火葬後に納骨が可能になる訳であります。引っ越しなどでお墓の管理が難しくなり、お墓、つまり遺骨を別の場所に移すことを改葬と言います。改葬には、市区町村が発行している改葬許可

書が必要になります。そこで、お尋ねを致します。第1点目には、町内には公営墓地、民間霊園、寺院墓地、村落墓地、個人墓地などがあるが、4地区別にそれぞれの位あり、どのようになっているのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の町内の公営墓地、民間霊園、寺院墓地、村落墓地、個人墓地の4地区別の数と状況についてのご質問に答弁をさせていただきます。

本町における公営墓地、いわゆる町営墓地は4ヶ所ございます。内訳と致しまして、多度津地区に本台墓地、六地藏墓地の2ヶ所、豊原地区に葛原墓地、葛原南墓地の2ヶ所がございます。こちらは、住民環境課が所管しております。

次に、民間霊園につきましては、本町にはございません。

また、本町の寺院墓地や個人墓地につきましては、「墓地、埋葬等に関する法律」が施行された昭和23年より前に成立しており、同法施行前から存在する墓地への特例として、同法律第25条により、同法第10条による経営許可を、経営者である墓地管理者が受けているとみなされる、いわゆる「みなし墓地」であり、昭和55年4月1日より、香川県からの権限移譲事務として本町が墓地の経営許可を行うこととなって以来、新設の墓地に関しましては、新たな許可は行っておりませんので、その数は把握しておりません。こちらの状況と致しましては、各墓地の管理者や個人が管理を行っております。

次に、村落墓地、いわゆる地域墓地につきましては、本町には29ヶ所ございます。

4地区の内訳と致しましては、多度津地区にはございません。豊原地区に6ヶ所、四箇地区に15ヶ所、白方地区に4ヶ所、このほか島しょ部に4ヶ所ございます。

こちらの状況につきましては、各地域墓地の規約や取り決め等により地域墓地管理者により管理をされております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、2点目をお尋ね致します。そのうちに、墓地管理人の選定している墓地は何ヶ所あるかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の墓地管理人を選定している墓地は何箇所かについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営墓地につきましては、多度津町墓地設置条例第4条の規定により「墓地管理に従事する職員を置く。」となっておりますので、住民環境課環境係の職員が管理業務を行っております。

次に、地域墓地につきましては、町が地域墓地管理者に対して地域墓地管理委託料を支払っているため、毎年、管理者の調査を行っておりますので、29ヶ所すべてで選定されていることを確認しております。これ以外の寺院墓地及び個人墓地につき

ましては、把握しておりませんが、「墓地、埋葬等に関する法律」第12条に墓地、納骨堂の経営者は管理者を置きとなっていることから、すべての墓地に管理者はいるものと捉えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、3点目をお尋ねを致します。この墓地管理料の用途と内訳についてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の墓地管理料の用途と内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。町営墓地につきましては、墓地を永代貸出する際に、墓地造成に要した諸経費等から算出した墓地使用料を納付頂いております。永代貸出された墓地につきましては、その墓地の利用者が管理を行うこととされているため、墓地管理料は徴収していません。

また、未貸出区画や墓地全体につきましては、本町で雑草の除去などの管理を行っております。町営墓地以外の寺院墓地や地域墓地の墓地管理料の用途と内訳につきましては、各墓地の規約等で定めることとなりますので、町では把握できておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、4点目でございます。改葬、つまり墓の移転、墓じまい、これは先ほど申しました永代供養も含むことでございます。これらの手順と法的手続きについてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の改葬（墓移転、墓じまい（永代供養含む））の手順と法的手続きについてのご質問に答弁をさせていただきます。

「改葬」とは「墓地、埋葬等に関する法律第2条」の規定により「埋葬した死体を他の墳墓に移し、又は埋蔵し、若しくは収蔵した焼骨を他の墳墓又は納骨堂に移すことをいう。」とされております。この改葬を行うには「同法律第5条」の規定により、改葬を行おうとする者は、市町村長の許可を受けなければならないとされておりますので、改葬許可申請書に墓地管理者の合意を頂き、添付資料を添えて町に許可申請して頂くようになります。町から改葬許可書が交付されましたら、お骨と共に本許可書を改葬先の墓地や納骨堂の管理者に提出して頂くようになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、5点目をお尋ねを致します。町の地域墓地管理料は年間幾らなのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の町の地域墓地管理料は年間幾らなのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

毎年町より墓地管理者委託料として合計96万円を支出しております。内訳と致しましては、豊原地区、四箇地区、白方地区、島しょ部の4地区に24万円ずつ均等割し、各地区の地域墓地管理者で協議して決められた額を各地域墓地に支給させて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、6点目をお尋ねを致します。地域管理共同墓地整備事業の補助対象工事と金額の補助率、内訳についてをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域管理共同墓地整備事業の補助対象工事と金額の補助率、内訳についてのご質問に答弁をさせていただきます。

補助対象工事は、多度津町補助条例施行規則別表により「墓地の擁壁工事」「焼香場、お堂建物工事」「その他墓地内の公共設備工事」となっており、補助率は30万円を超える事業に対して100分の50以内となっております。先に地域墓地で工事費の全額をお支払い頂いたのち、領収書の金額により補助金額を確定してお支払いするようになります。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

ただ今の件について、再質問をさせていただきます。この墓地内の樹木が大木になっているので伐採は対象にならないのかということと、いわゆる工事が立替え払いでは積立金とか貯金がなくては、所有者からの徴収は大きな工事は不可能ではないのか、これについてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の再質問に答弁させていただきます。ご質問の地域墓地内における樹木、これが大木になった時に処分することに対して補助対象にならないかというご質問であったと思います。現在、こちらの補助条例について、こちらの内容ではそちらの部分について対象にはならないという風に捉えております。それともう1点、工事金額の前払いについてのご質問であったと思います。こちらにつきましては、補助要綱の方で、そういった流れが規定されておりますので、現状では一旦、工事費全額をお支払い頂いた後に補助金額を確定して、その対象額についてお支払いさせて頂くという流れになると捉えております。以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、7点目でございます。墓地移転、無縁仏、墓じまいした跡地の管

理、処分などの取り扱いについてお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の墓地移転、無縁仏、墓じまいした跡地の管理、処分などの取り扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

町営墓地につきましては、墓地の使用者が改葬などにより返還される場合、貸出時の状態に復旧して頂いております。その後、返還された墓地の区画につきましては、先ほどご説明致しましたとおり、未貸出区画として町で管理をしております。また、町営墓地に関して無縁墓を処分する「墓じまい」は行ったことはありません。

地域墓地につきましては、各地域墓地の規約や取決め等による取り扱いとなりますが、地域墓地意見交換会等で地域墓地の管理者の方からお話をお伺いする中では、町営墓地と同様に使用者のいない墓地区画に関しては、地域墓地全体で管理するという取り扱いが多くなっているようでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に、8点目でございます。地域墓地の墓地所有者名簿の台帳、区画などの図面作成はどのようにするのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域墓地の墓地所有者名簿の台帳、区画などの図面の作成はどのようにするのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

特に定められた様式等はございませんが、毎年開催しております地域墓地意見交換会で参考様式として、規約、契約約款、墓地台帳を各地域墓地の管理者の方にお示しをしております。また、こちらの会の中でも周知をさせて頂いておりますが、無縁墓に関しては相続人を調査する根拠となる法令が無いため、例え町であっても戸籍謄本を公用請求するといったことが出来ません。そこで、現在判明している墓地使用者だけでも台帳に整備をして頂き、無縁墓の発生を少しでも抑えるような取組を行うようお願いしております。

また、墓地内の区画などの図面作成につきましては、先ほどご説明させて頂きました墓地台帳だけでは墓地の使用者とお墓の整合が取れないため、簡単な平面図に番号を振り、台帳番号と整合出来るものを提案させて頂いております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

9点目に、地域墓地の管理規程、法的手続き、所有区画の明示する掲示板の設置は考えているのかをお尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域墓地の管理規定、法的手続き、所有区画の明示する掲示板の設置

は考えているのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

地域墓地の管理規程、法的手続き、所有区画の明示する揭示板の設置につきましては、地域墓地管理者が行うものでございますので、町が設置することは考えておりません。

また、先ほどご説明しました地域管理共同墓地整備事業の補助対象とはなりませんので、墓地管理者委託料をご活用頂き、各地域墓地で設置して頂くようになりますが、揭示板の内容についての指導や作成した揭示板のラミネート加工などのご協力はさせて頂こうと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

次に10番目、お尋ねを致します。地域墓地内での墓じまいをしている所有権の登記している所有地の取り扱いについて、お尋ねを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の地域墓地内での墓じまいをしている所有権の登記をしている所有地の取り扱いについてのご質問に答弁をさせていただきます。

先ほどの答弁でもお答え致しましたとおり、地域墓地は経営許可を受けたとみなされた「みなし墓地」でございます。その経営許可は、経営者である地域墓地管理者が受けているとみなされているため、利用者個人個人には、墓地の経営許可を受けている土地ではありません。

登記上、墓地の名義が個人である土地は稀に存在しますが、土地の所有権に対して地域墓地経営者がどのような関係性となるかは、両者の話し合いや契約によるものとなります。従って、地域墓地内における「墓じまい」による所有権登記はないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

再質問が出来ない時間帯になりましたので、最後の11点目をお伺い致します。

この格差と貧困が進む現在、家にお墓がない場合、お墓を建てたり、納骨堂に入れる場合もお金がかかることから、墓地を持たない、散骨形式の新しい葬儀スタイルが注目をされておりますが、我が多度津町も検討すべきだが、どう考えるのかについてお伺いを致します。

住民環境課長（石井 克典）

尾崎議員の「散骨」形式の新しい葬儀スタイルが注目されているが、町も検討すべきだが、どう考えるのかについてのご質問に答弁をさせていただきます。

遺骨の埋葬については、「墓地、埋葬等に関する法律」第4条において、「埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域にこれを行ってはならない。」とされていますが、散骨は埋葬にも埋蔵にもあたらないため、「墓地、埋葬等に関する法律」に該

当致しません。

また、「刑法」第190条には「死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得したものは3年以下の懲役に処する」と定められており、「散骨」は死体遺棄にあたるのではないかと考えられますが、1991年に法務省が「葬送のための祭祀として、節度を持って行われる限り、遺棄罪には当たらない」とコメントを発表しており、現状では「散骨」を規制する法律はありません。

しかしながら、全国的には「散骨」に伴い地域住民とのトラブルとなり、「散骨」を規制する条例の制定や観光地としてのイメージを保つために規制を設けている自治体もあるようです。

現在、本町には「散骨」に関する条例等はないことから、民間業者による散骨は制限されておりませんが、香川県内での海洋散骨を実施している業者はすでに実在していることから、今後「散骨」による住民トラブルが発生するような状況等があるようであれば、逆に規制を検討しなければならないと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議員（尾崎 忠義）

時間が来ました。以上をもちまして、私の一般質問を終わります。  
有難うございました。